

第1回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和8年1月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和8年1月5日（月） 午後1時51分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和8年1月5日（月） 午後2時30分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	5番 中川 實美
6番 馬場 保	7番 前田 辰己	9番 田島 真一	10番 内田 弘幸
11番 栄木 正孝	13番 井出 真吾	14番 小田 伸吾	15番 小筏 正治
16番 山崎 正典	17番 坂本 博	18番 東 康敬	19番 林田 剛

(2)欠席者（1名）

12番 宮寄 芳守

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第6 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について
- 日程第7 議案第6号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第8 報告第1号 非農地通知の発出について

午後1時51分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。改めまして、新年、明けましておめでとうございます。令和8年第1回の総会になりますけれども、本年も事務局職員一同、どうぞよろしくお願

たします。

それでは、早速始めたいと思いますが、まず、本日の議案の中で、取下げが1件あっておりますので、訂正をお願いします。

議案書9ページの議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についての申請番号17番になります。取下げ理由は、申請後、許可済みであったことが判明したため取下げとなりました。本日の審議からは省きたいと思いますので、削除をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局長（高木 謙次君） それでは、令和8年第1回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上、発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は音の出ない状態に設定くださいますようお願いいたします。

また、本日は、宮寄委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。令和8年、2026年がスタートしたわけでありますが、本年も皆様のご健康とご活躍を心からお祈りしながら、事務局ともども農業委員会業務に勤務されること、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまから、令和8年第1回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、9番、田島真一委員、10番、内田弘幸委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第1号、非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第1号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号97番から110番までの14件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号97番から101番です。

申請番号97番は、耕作できない所有者の要望で、近隣住民からの苦情が上がっていた農地を買い受ける案件です。

申請番号98番は、耕作できない所有者から規模拡大のため借り受ける案件、申請番号99番は、耕作できないため、地元の若い農業者へ贈与する案件です。

申請番号100番は、耕作できない所有者から貸借していた農地も含め、譲り受ける案件、申請番号101番は、耕作できないため、知人の農家へ全てを売り渡す案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号97番から101番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号102番から106番です。

申請番号102番は、耕作できないため隣接農地の所有者を借り受ける案件、申請番号103番は、耕作利便のため申請地周辺で耕作している農家が借り受ける案件です。

申請番号104番は、周辺で耕作している譲受人が、耕作利便のため買い受ける案件です。

申請番号105番、106番は、耕作できない所有者から規模拡大農家の後継者が買い受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号102番から106番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号107番から110番です。

申請番号107番について、耕作利便のため買い受ける案件、申請番号108番については、県外

在住の所有者から規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号109番は、規模拡大で弟から兄が贈与で譲り受ける案件です。

申請番号110番は、譲受人からあっせん要望があり、南串山町の溜水の土地改良区内の農地を希望されていた案件で、この度、南串山地区の推進委員、渡部委員と本田委員のご尽力であっせん事業の成立により締結した案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号107番から110番について、ご質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） 今あっせん事業で、今3条で、ここで許可をされれば、もうそのまま名義変更はできるわけですか。それとも、1年くらい待たにやいかんですか。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 通常の3条許可と同じように、すぐできます。

○委員（18番 東 康敬君） あっせんでも、それできるわけですか。

○事務局長（高木 謙次君） はい。

○委員（18番 東 康敬君） そうしたときにあっせんでも、税的には優遇措置は。

○事務局長（高木 謙次君） あっせん事業はそこが最大のメリットなので、優遇措置はあります。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第1号、申請番号97番から110番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第2号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号18番から20番の3件の申請となります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は申請番号18番から20番です。共に追認申請となっています。

申請番号18番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は通路用地です。20年以上前から通路用地として使用していることで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号19番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は太陽光発電施設用地です。昭和58年頃に造成し、その後、太陽光発電施設を隣接地に設置しました。そのときに今回の農地の部分に飛び出した形で設置してしまったということです。

土地境界線の誤認により太陽光発電施設として使用していたということで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号20番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は農業用倉庫用地です。20年以上前から農業用倉庫用地として使用していたということで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号18番から20番について、ご質疑がありましたらお願いします。（「よかですか」と言う者あり）はい、どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） 18番の通路用地で転用、むしろ4条も出とるけど、今度登記をするというなら、通路用地という形ですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 登記の地目ではというわけですか。（「うん」と言う者あり）登記の地目は、多分、公衆用道路とか雑種地とか。（「でいくわけ」と言う者あり）それはもう本人さんたちがどういうふうな考えでされるかで違ってくるのかなと思いますけど。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにございせんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第2号、申請番号18番から20番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第3号の朗読〕

議案書11ページ、申請番号31番から33番の3件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号31番です。

申請番号31番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は病院の来客用のための駐車場用地及び憩いの場用地です。申請地については、県外在住の所有者が農地として管理できなくなっていた土地で、今回隣接地で病院を開設している申請者と話がまとまり転用申請することとなったということです。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号31番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号32番と33番です。

申請番号32番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は駐車場及び園庭用地です。申請者は近隣で障害福祉サービス事業を営んでいますが、現在借り受けている従業員の駐車場が貸主の都合で貸借できなくなり、早急に駐車場を確保する必要があるため、自分の息子名義の土地を借り受けて駐車場及び残地は子供たちの遊び場で使用するよう計画するものです。許可に関し特に問題ないと思われます。

申請番号33番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。転用目的は駐車場用地です。申請者は隣接地で自動車販売・修理業を営んでおり、規模拡大のため駐車場用地として計画するものです。第1種農地ですので原則としては転用できない農地ですが、今回の拡張計画が例外規定の既存施設の2分の1以下の面積ということで、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号32番から33番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） この第1種農地ですので原則としては転用できない農地ですが、今回の拡張計画が例外規定の既存施設の2分の1以下の面積ということで、許可に関して問題ないということですので、ここら辺の例外規定の既存施設の2分の1以下の面積という、そのちょっと詳しく説明をしていただければいいかなと思います。

○議長（林田 剛君） 事務局、お願いします。

○事務局長（高木 謙次君） 例えば、既存施設は1反あったとしますと、拡張部分が500平米以下であれば、例外規定に該当するというので、許可が可能となっています。

○委員（10番 内田 弘幸君） それは1種農地のときのことですか。1種じゃなかったら、その規定はまだですよ。（「そうですね」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） ここは1種農地ということで、1種農地の中で農業用施設であったり集落接続、今の既存施設の2分の1以下という例外規定がありますので、その規定に当てはめて、1種農地であっても許可ができるということでございます。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 1種農地じゃなかったら、その規定は関係なかとということですね。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 2種農地、3種農地については、3種農地は原則許可、2種農地については、3種農地に該当する地域がない、対象農地がない場合は、2種で許可できるようになっていますので、この例外規定については、1種農地で取り扱うような形になっております。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） ほかに。小田委員。

○委員（14番 小田 伸吾君） 14番の小田ですけど、既存施設というのは、申請者の自動車販売修理業を行っている場所のことを指すわけですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） そのとおりで、今行っている事業の面積の拡張ということで、その今行っている事業の面積の2分の1以下ということで、例外規定が当てはまるということで申請が上がっています。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ないようですので、議案第3号、申請番号31番から33番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第5、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第4号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から、議案書48ページ、整理番号66番です。この促進計画（案）について、意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願いします。ご質問ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第6、議案第5号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書49ページを御覧ください。

〔議案第5号の朗読〕

議案書50ページ、受付番号8番、西部地区の1件の申出がっております。資料は別添4を御覧ください。

なお、あっせん委員については、議案書にある農地の所在する担当区域の推進委員を基本に、調査会から1名以上選出していただき、本総会において指名の決定をお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、受付番号8番について、西部調査会長からあっせん委員候補者の報告をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

受付番号8番について西部調査会からのあっせん委員候補者を、増田知宏委員、渡部学委員の2名を選出しました。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員さん、何かありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第5号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名については、受付番号8番について、西部調査会から選出された推進委員を指名することに決定します。

次に、日程第7、議案第6号、土地改良事業に参加する資格について、事務局、説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書51ページを御覧ください。

〔議案第6号の朗読〕

議案書52ページ、国見町で基盤整備事業を行っている宮田土地改良区において、今回新たな対象範囲となった農地について、土地改良法第3条に基づく土地改良事業に参加する資格、いわゆる所有者または耕作者であるかどうかを、農漁村整備課から照会のあった表中の左端3条資格者欄の参加者について承認を行うものです。なお、今回は、御覧のとおり全ての対象農地について、3条資格者は、所有者で申請されております。事業内容等については、別添5を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員さん、何かありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第6号は原案どおり承認することに決定します。

次に、日程第8、報告第1号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書53ページを御覧ください。

〔報告第1号の朗読〕

西部調査会分は、議案書54ページの受付番号13番です。受付番号13番については、本人から申請があったため、令和7年11月に現地確認後、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さんから、ただいまの報告について何かありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、お諮りします。本総会における議決事件について、その条

項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをももちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 1月 5日

議 長

署名委員

署名委員